

<p style="text-align: center;">【令和8年6月2日更新】</p> <p style="text-align: center;">令和8年度(2026年度)随時採用 函館市会計年度任用職員(専門職) 募集業務等一覧</p> <p style="text-align: center;">函館市総務部人事課</p>	<p style="text-align: center;">【受付期間】 随時</p>
	<p style="text-align: center;">【採用予定日(目安)】 合格通知の発出日が属する月の翌々月1日</p>
	<p style="text-align: center;">【選考方法】 面接試験</p>

函館市会計年度任用職員の採用試験を次のとおり行います。

1 募集業務・業務内容等

<p>募集職種・業務・採用予定者数</p>	<p>以下の職種・業務を募集します。 ※各業務の申込状況、選考状況その他の理由により、事前の告知なく募集を終了する場合があります。</p> <p>専門職Ⅲ ・はこだて療育・自立支援センター生活支援員(男性3名) ・はこだて療育・自立支援センター相談支援専門員(1名)</p>
<p>業務内容</p>	<p>配属された課の特定の業務や専門的な業務を行っていただきます。 ※詳細は「4 募集業務詳細」を確認してください。</p>
<p>業務に必要な資格・経験等</p>	<p>業務内容に応じた資格・免許・経験等が必要です。 ※詳細は「4 募集業務詳細」を確認してください。</p>

2 勤務条件等

<p>勤務時間</p>	<p>週29時間以内(具体的な勤務時間は、業務ごとに定める要綱に基づきます。)</p>
<p>給料・報酬月額</p>	<p>職種や最終学歴および公務経験等により異なり、各職種ごとに記載している金額の範囲内で決定します。 (各業務の給料・報酬月額については、「4 募集業務詳細」を確認してください) ※ 条例の改正(公務員の給与改定)により、金額の範囲は変更となる可能性があります。</p>
<p>通勤手当</p>	<p>通勤距離など一定の要件を満たす場合に支給されます。</p>
<p>期末手当・勤勉手当</p>	<p>条例等に基づき、支給します。</p>
<p>時間外勤務手当等</p>	<p>公務上必要な場合には、時間外勤務または休日等に勤務を命ずることがあります。 この場合は、時間外勤務手当(またはこれに相当する報酬)の支給等があります。</p>
<p>退職手当</p>	<p>支給はありません。</p>
<p>その他</p>	<p>災害対応など緊急の業務が発生した場合には、応援職員として避難所設営などの業務に従事することがあります。 ※勤務時間外や勤務を要しない日、休日に業務に従事した場合は、その分の手当等の支給があります。</p>

●保険適用

法令の定めるところにより、社会保険(厚生年金)、共済組合(短期組合員)、労災保険および雇用保険の適用があります。

●任用期間

任用期間は、採用予定日から採用予定日が属する年度の末日(3月31日)までですが、次年度以降も同一の職(業務)が設置される場合には、勤務実績に基づく人事評価の結果を考慮して、再度の任用(最大4回まで)を行う場合があります。
次年度以降に事務事業の見直し等により、職や業務そのものが廃止されることとなった場合には、勤務実績が良好であっても、再度の任用は行いません。

●繰り上げ合格について

試験の合格者から辞退者が発生した場合、受験者の中から成績に応じて繰り上げ合格となる可能性があります。

3 試験方法・試験内容等

<p>試験方法・試験内容</p>	<p>面接試験(面接試験による人物評価)</p>
<p>試験日程</p>	<p>随時実施 ※試験日程、内容等の詳細については、別途送付する通知で必ず確認してください。</p>

4 募集業務詳細

専門職Ⅲ

業務名	業務内容	給料・報酬月額
はこだて療育・自立支援センター 生活支援員	障害福祉サービス事業所における利用者の介護, 介助業務等	173,625円 ~ 215,984円
	勤務時間	休日等
	8:30~17:15(休憩時間60分)の範囲内で週29時間勤務	土・日・祝・年末年始(12/29~1/3)
	勤務箇所	採用予定者数
	はこだて療育・自立支援センター(湯川町2-39-26)	男性3名(同性介助のため)
	受験資格(業務上必要となる資格・経験)	
以下の①~③のうち, いずれかに該当する方 ① 社会福祉士, 介護福祉士, 精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を有する方 (任用開始日までにこれらの資格を取得する見込みの方を含む) ② 介護職員初任者研修課程(旧ホームヘルパー養成研修2級)以上を修了した方 ③ 障害福祉サービス事業所等での直接支援業務において実務経験のある方		
業務名	業務内容	給料・報酬月額
はこだて療育・自立支援センター 相談支援専門員	・障害児相談支援事業所における障害児支援利用計画案等の作成 ・障がい児に係る基本相談への対応 ・関係機関との支援調整等 ※公用車での外勤を含む	173,625円 ~ 215,984円
	勤務時間	休日等
	8:30~17:15(休憩時間60分)の範囲内で週29時間勤務	土・日・祝・年末年始(12/29~1/3)
	勤務箇所	採用予定者数
	はこだて療育・自立支援センター(湯川町2-39-26)	1名
	受験資格(業務上必要となる資格・経験)	
以下の①~②のすべてに該当する方 ① 普通自動車運転免許を有する方 ② 次の(1)~(2)のいずれかに該当する方 (1) 相談支援専門員の資格を有する方 (2) 相談支援専門員の要件となる実務経験を有する方(任用開始日までに実務経験を満たす見込みの方を含む) ※本業務は, 令和8年12月25日までに施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき, 特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ※詳細は, 本募集案内の4ページに記載の「特定性犯罪の前科の有無の確認について」を確認してください。		

5 申込方法・受付期間

(1) 共通事項

必要書類	① 履歴書(様式不問) ※申込を希望する「募集業務」の名称(前ページに記載)を欄外に必ず記入してください ② 職務経歴書(様式不問) ③ 下表「(2) 申込時の必要書類」において募集業務ごとに定めた必要書類
申込方法	上記①～③の書類を「特定記録郵便」で郵送もしくは申込先まで持参してください。
受付期間	随時受付 ※申込状況により、受付期間を延期または事前の告知なく終了する場合があります。 その場合は別途ホームページ等でお知らせします。 ※受付後、面接日時や場所が記載された通知を送付します。
申込先	〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市総務部人事課 電話 (0138)21-3667 ※お問い合わせいただく際は、「会計年度任用職員の随時(ずいじ)採用の件」とお伝えください。 ※持参される方は、市役所本庁舎6階の総務部人事課の執務室までお越しください。

(2) 申込時の必要書類

業務名	必要書類
はこだて療育・自立支援センター 生活支援員	次の①～③のうち、いずれかの書類 ① 該当する資格免許証または資格登録証の写し ② 在職証明書(受験資格で定める業務に従事した経験を確認できるもの) ③ 卒業見込証明書
はこだて療育・自立支援センター 相談支援専門員	次の①～③のすべての書類 ① 特定性犯罪の前科に関する確認書 ※様式は、市HPよりダウンロードしてください。 ② 普通自動車運転免許証の写し ③ 次のうち、該当する受験資格の証明書または写し (1) 資格登録証の写し (2) 在職証明書(受験資格で定める業務に従事した経験を確認できるもの)

申込みにあたっての注意事項

1. 国籍は問いません。ただし、就労が制限されている在留資格の者の受験は認めません。
2. 申込みは、1人1業務のみとします。(申込後の業務変更は不可)
3. 試験申込みにあたっての提出書類等は一切返却しません。
4. 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 函館市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(3) 特定性犯罪の前科の有無の確認について

次の業務は 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考課程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。なお、確認は、申込専用サイトで申込んだり際に、該当の有無について選択していただきます。必ず申込者本人が内容を確認のうえ、選択してください。

※ 下記の業務以外の業務をご希望の方につきましては入力不要です。

※ 「特定性犯罪前科」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、<<参照条文>>をご参照ください。

【専門職Ⅲ】はこだて療育・自立支援センター 相談支援専門員

<<参照条文>>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)
(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの